

農地法に係る申請手続きについて

農地に関する権利移動・転用については農地法に係る申請が必要です。

【農地法第3条】

農地に係る権利移動 売買・貸借等

※ 農地を取得できる者は農業者に限られます。

農業者とは、下限面積（20a以上）を耕作する者を指します。

※ 相続で農地を取得した場合は、農業委員会へ届出が必要です。

【農地法第4条】

自己所有の農地を、農地以外に転用する場合

【農地法第5条】

権利移動を伴う農地転用をする場合

※太陽光発電施設の転用の場合は、市民課生活環境担当との事前協議が必要です。

【競・公売買受適格証明】

証明願とともに3条、5条に準ずる申請が必要になります。

申請の締め切り

毎月10日がその月の締め切りとなります。休業日に当たる場合は、直前の業務日となります。

申請場所

大月市役所花咲庁舎 2階 大月市農業員会事務局

時間は、午前8時30分～午後5時15分です。

審議

申請は、農業委員会総会で審議します。総会は、毎月25日もしくはその前となります。

許可

農地法第3条の許可は、原則として申請受理の月末に発行されます。第4条、第5条の許可は、申請受理の翌月の20日前後となりますので、余裕をもって申請してください。